

京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定の締結について

平成30年8月30日
京 都 府 国 際 課
075-414-4311
(公財)京都府国際センター
075-342-5000

京都府では、大規模災害発生時における府内の外国籍府民に対する支援を円滑に行うため、公益財団法人京都府国際センターと「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

1 協定の概要

京都府及び（公財）京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

- (1) 災害多言語支援センターの要請を受けた情報の多言語化
- (2) 近畿地域国際化協会連絡協議会等への支援要請
- (3) その他、府または（公財）京都府国際センターが必要と判断した業務

2 協定の相手方 公益財団法人京都府国際センター

3 協定締結の目的

- (1) 京都府下において大規模災害が発生した際の外国籍府民に対する多言語での支援体制を構築。
- (2) 平時から各関係機関との研修・訓練等を行い、府内外での包括的な連携を可能とする体制を構築。
- (3) (公財) 京都府国際センターが京都府とともに、府内市町村等へ災害時の外国人支援の普及啓発を行うことを広くアピールする。

4 協定の締結日 平成30年8月29日

<経過>

- 本協定は、平成28～29年度京都府外国籍府民共生施策懇談会で議論されてきた「災害発生時の具体的な支援内容・体制について（関係機関の役割分担を明確化し、円滑な支援を実施するために）」のテーマをもとに知事報告があった内容について、具体化するものです。

<参考>

- 災害多言語支援センター
大規模災害発生時に、日本語で発出される情報を理解できない外国人を多言語で支援するため、市町村及び市町村国際化協会等が一時的に開設する組織
- 近畿地域国際化協会連絡協議会
総務省が認定した、地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的民間国際交流組織「地域国際化協会」で構成される協議会の近畿ブロック組織

